

## 和水平町地域雇用創造協議会実践メニュー商品開発事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、和水平町地域雇用創造協議会(以下「協議会」という。)が主体となつて行う、和水平町内の資源を活用した商品開発事業(以下「商品開発事業」という。)についてその手続きを定め、もつて商品開発事業の円滑な推進と雇用の創出に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 本要領で用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 商品開発事業 協議会構想書Ⅳ-(1)に掲げる高付加価値型農産加工品、ご当地グルメ及びお土産品開発事業
- (2) 協力企業 商品開発事業に協力する企業、個人及び任意団体等
- (3) 専門家等 商品開発事業に専門的立場から協力するデザイナー等の専門家や企業
- (4) 開発商品 商品開発事業で、協議会が主体となり、協力企業や専門家等の協力を得て開発する商品
- (5) 権利等 商品開発事業において得られた権利やノウハウ

### (商品開発事業の手順)

第3条 商品開発事業の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開発商品及び協力企業の募集
- (2) 協力企業に対する商品開発事業についてのヒアリング
- (3) 協議会において協力企業の選定
- (4) 協議会が保有する権利等の使用許可
- (5) 開発商品のプロモーション
- (6) 協議会が保有する権利の無償譲渡

### (開発商品及び協力企業の募集)

第4条 開発商品の募集は、別表1 募集メニュー名に係る開発商品に限る。

2 協力企業の募集は、協議会のホームページに掲載して行うものとする。

3 協議会は、協力企業や専門家等とともに、地域資源を活かした商品の調査・研究を行うものとする。

4 協議会は、前項の調査・研究を踏まえて協議し、企画書を作成する。

### (開発商品等の選定)

第5条 協議会は、開発商品及び協力企業の選定にあつては、事務局にて企画書を作成し、会計事務責任者及び会長の決裁を受けなければならない。

2 開発商品の選定は、次の各号の観点から行うものとする。

- (1) 和水平町の雇用創出の機会を増大させる可能性が高いもの

(2) 和水町の地域活性化に資するもの

(商品開発)

第6条 協議会は、協力企業や専門家等と特色ある商品開発に努めるとともに、開発商品の継続的な製造・販売体制の確立を目指し、和水町の雇用創出の機会を増大させるよう配慮するものとする。

(協議会が保有する権利等の使用許可)

第7条 開発商品の権利等のうち、協議会が保有する権利等については、別表2に掲げる場合を除き、その使用を許可するものとする。この場合、権利等の使用許可の募集は、協議会のホームページに掲載して行うものとする。

- 2 使用許可を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、開発商品権利等使用許可申請書(様式第1号)及びその付属資料を提出しなければならない。
- 3 協議会は、前項の申請を受けたときは、使用認定の可否を決定し、開発商品権利等使用許可結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 4 協議会は、使用許可を行う場合において、開発商品の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。
- 5 使用許可の利用の期間は、平成29年3月末までとする。ただし、開発商品権利譲渡許可申請書(様式第3号)を提出する場合は、この限りではない。
- 6 第3項の許可を受けた申請者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに開発商品権利等使用許可変更申請書(様式第1号)を提出し、その許諾を受けなければならない。
- 7 協議会は、前項の申請を受けたときは、変更認定の可否を決定し、開発商品権利等使用(変更)許可結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 8 使用者は、この使用許可により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。
- 9 使用者は、自己の責任において開発商品を製造又は販売するものとし、事故及び損害が生じた場合、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- 10 使用者が開発商品の製造・販売を中止したとき、許可を受けた内容(当該許可に付された条件を含む。)に違反していると認められるとき、又は開発商品の信用若しくは品位を著しく損なう行為があったときは、第3項又は第7項の許可を取り消すことができる。
- 11 使用者は、6箇月毎に使用許可商品実績報告を提出しなければならない。

(開発商品のプロモーション)

第8条 協議会は、開発商品の継続的な製造・販売ができるよう、開発商品をホームページ及びカタログ等で紹介するほか、販路開拓やマッチングなど積極的なプロモーションを行い、もって雇用創出の機会の増大を図るものとする。

(協議会が保有する権利等の無償譲渡)

第9条 協議会が解散する場合は、協議会は、速やかにその旨を使用者に通知するとともに、使用者から開発商品権利譲渡許可申請書(様式第3号)が提出された場合は、開発商品権利譲渡許可通知書(様式第4号)により協議会が保有する権利等の無償譲渡を行うものとする。

(要領の変更)

第10条 協議会は、使用者の事前承諾なく本要領を変更及び改訂することができるものとし、使用者はこれに対する不承諾又は不知を申し立てることはできないものとする。

(協議会の免責)

第11条 協議会は、商品開発事業に関し、使用者及び第三者の損害に関して一切責任を負わないものとする。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、商品開発事業の実施に必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成27年2月10日から施行する。

別表1

商品開発事業の募集メニュー

募集メニュー名		具 体 的 内 容
1	高付加価値農産加工の開発	和水町の産物を活かした高付加価値農産加工品の開発
2	ご当地グルメの開発	和水町の産物を活かし、地域に人が集まるようなご当地グルメの開発
3	お土産品の開発	和水町の産物を活かしたお土産品(スイーツや工芸品)の開発

## 別表2

### 協議会が保有する権利等の使用を許可しない場合

- 1 申請者が次の各号のいずれにも該当しない場合
  - (1) 和水町に住所を有する者
  - (2) 和水町にその事務所を有する事業者
  - (3) 将来、和水町にて事務所または工場を開設する意思のある者
  - (4) 前2号に掲げるもののほか、和水町に縁故がある者で、協議会が特に必要と認めた者
  
- 2 申請者が次のいずれかに該当する場合
  - (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体である場合
  - (2) 政党又は特定の政党若しくは公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)を支持し、若しくは反対することを目的とする団体である場合
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体若しくは暴力団員が構成員に含まれる団体若しくは暴力団員の統制下にある団体である場合
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又はその者が構成員に含まれる団体である場合
  
- 3 申請に虚偽その他の不正があった場合
  
- 4 前各号に掲げるもののほか、協議会が保有する権利等の使用について、会長が許可することが適当でないと認める場合